○那珂市建設工事に係る最低制限価格制度の実施に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、那珂市財務規則（平成１３年那珂町規則第２７号。以下「財務規則」という。）第１２３条第１項（同規則第１３３条において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格の決定及び事務手続について、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　この要綱の対象となる工事は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に定める建設工事のうち、設計金額が１３０万円以上３，０００万円未満の工事とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（最低制限価格の設定）

第３条　最低制限価格は、次の各号に掲げる工事の区分に応じて、当該各号に掲げる額（１万円未満切り捨て）に１００分の１０８を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合を予定価格に乗じて得た額とする。

（１）予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計（１万円未満切り捨て）に、１００分の１０８を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が１０分の９を超える場合にあっては１０分の９とし、１０分の７に満たない場合にあっては１０分の７とする。

ア　直接工事費の額に１０分の９．５を乗じて得た額

イ　共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額

ウ　現場管理費の額に１０分の８を乗じて得た額

エ　一般管理費（契約保証費を含む。）に１０分の５．５を乗じて得た額

（２）建築工事にあっては、前号ア及びウを次に掲げる額とする。

ア　直接工事費相当額（直接工事費に１０分の９を乗じて得た額）に１０分

の９．５を乗じて得た額

イ　現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の１０分の１を加えた額）

に１０分の８を乗じて得た額

（３）昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事にあっては、第１号のア及びウを次に掲げる額とする。

ア　直接工事費相当額（直接工事費に１０分の８を乗じて得た額）に１０分

の９．５を乗じて得た額

イ　現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の１０分の２を加えた額）

に１０分の８を乗じて得た額

（４）解体工事にあっては、第１号ア及びウを次に掲げる額とする。

ア　直接工事費相当額（直接工事費に１０分の９を乗じて得た額）に１０分

の７を乗じて得た額

イ　現場管理費相当額（現場管理費に直接工事費の１０分の１を加えた額）

に１０分の８を乗じて得た額

（５）特別なものについては、前４号の算定方法にかかわらず１０分の７から１０分の９の範囲内で適宜の割合とする。

（入札参加者への周知）

第４条　市長は、最低制限価格を設けた工事に係る指名競争入札を行うときは、入札の通知（財務規則第１３２条第２項に規定する入札の通知をいう。）に最低制限価格を設けた旨を明記しなければならない。

（最低制限価格を下回る価格の入札があったときの落札者）

第５条　入札執行者は、最低制限価格を設けた工事に係る入札において、当該最低制限価格を下回る価格の入札があったときは、当該入札をした者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。